

多摩区民祭 出店者遵守事項

【 全般について 】

- 1 出店に当たっては、区民祭の趣旨や以下の遵守事項に御賛同いただくことが条件となっております。区民祭の趣旨や以下の遵守事項に反することがあった場合は、出店を承認せず、承認を取り消し、翌年以降の出店も承認しません。
- 2 区民祭の運営上、全般について、主催者（実行委員会）及び関係機関（警察署、消防署、衛生課など）の指導・指示に従ってください。
- 3 区民祭は生田緑地を一時借用することで開催しております。このことを理解し、緑地内の施設・設備に損害（通路の汚れ・傷や物の損壊など）を発生させないように、細心の注意を払い、また、現在ある施設・設備の能力の範囲内で出店対応をしてください。
- 4 出店に際してトラブルや苦情を発生させないように細心の注意を払い、発生した場合は、出店者自らの責任において対応してください。

【 火災・食中毒など事故の防止について 】

- 5 火災・爆発、食中毒、交通事故など一切の事故を起こさないように、関係法令及び主催者・関係機関による指導・指示を厳守し、細心の注意を払ってください。
- 6 特に火気・ガソリン・ガスの使用や食品の取扱いを伴う出店の場合は、消防署と衛生課による指導・指示を厳守し、規定された消火器や衛生設備を備え付けるなど、万全な安全対策を必ず講じてください。
- 7 電源の手配は行いませんので、必要な場合は出店者各自でご用意ください。
発電機等を持込みの場合は、周囲や来場者に十分配慮し、給油の際はフタを開ける前に必ずエンジン停止やエア抜きなど、消防署の指導・指示を厳守してください。
- 8 出店説明会には必ず出席してください。特に上記6の出店の場合は、出店説明会の中で実施する防火・衛生の講習会の受講を厳守してください。
出店説明会を欠席した場合や、出店説明会を途中退出して防火・衛生の講習会を受けなかった場合は、出店を認めないことがあります。

【 緑地内の車両の通行について 】

- 9 車両による物品の搬入・搬出においては、集合の場所・時間、緑地内作業での制限時間、緑地入口進入時の係員による順番確認など、主催者による指導・指示に従ってください。

- 10 緑地内での運転は徐行を厳守し、接触事故を発生させないように、また、緑地内の芝生・植栽や坂の歩道にタイヤが乗り上げることなどがないように、細心の注意を払ってください。

【 汚れ等の防止と原状回復について 】

- 11 出店場所の周辺・通路や施設・設備に、油・飲食物等による汚れ、火気の熱による焦げなどといった損害を発生させないように、養生シートといった必要な措置を行い、細心の注意を払ってください。
- 12 区民祭の終了直後、出店場所の原状回復や清掃を確実にを行い、出店により発生したゴミ類は、出店者各自で必ず全部持ち帰るようにしてください。
- 13 区民祭の終了後、翌日以降において、出店場所の周辺・通路や施設・設備に汚れや損傷等が確認された場合は、追加で清掃料や修繕料等を徴収する場合があります。

【 事故や損害が発生した場合の賠償等について 】

- 14 この遵守事項を怠ることのほか、出店者の責めに帰すべき事由により事故や損害（人損・物損）が発生した場合には、出店者自らの責任において賠償や費用弁償を行ってください。万が一の事故や損害の発生に備えた保険への加入は、出店者自らの責任において行ってください。
- 15 事故や損害が発生した場合は、主催者に直ちに報告してください。

【 その他の留意事項について 】

- 16 出店者の資格の第三者への貸与又は譲渡は禁止します。これに反した場合は、出店の承認を取り消します。
- 17 出店者の販売品・設備・現金・貴重品等の管理・保管については、出店者自らの責任において行ってください。これらの盗難・紛失・損傷・事故などに対して、主催者は一切責任を負いません。
- 18 納入された出店参加料及び机・椅子貸出料は区民祭が中止となった場合でも返金できませんので、あらかじめご了承ください。
(原則として雨天でも開催しますが、台風などの荒天やその他災害の発生など、実行委員会の判断で中止を決定することがあります。)
- 19 やむを得ない事情がある場合を除き、区民祭の開催時間の途中で出店ブースを撤収させず、閉会まで御参加くださいますようお願いいたします。

以上